

## 県から横浜市への事務権限の移譲及び 横浜市と他自治体との広域連携について

### I 県から横浜市への事務権限の移譲

#### 1 県から市に移譲された主な事務権限について

##### (1) 法改正による事務権限の移譲

<移譲事例>

- 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定
- 農地転用の許可
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）  
に関する都市計画の決定 など

##### (2) 条例による事務処理の特例を活用した事務権限の移譲

平成 12 年の地方自治法の改正により創設された仕組みで、法改正することなく、  
県条例に基づき、県知事の権限に属する事務の一部を、市が処理することができる。  
(県市間で移譲に合意することが前提)

<移譲事例>

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定  
※法改正を受け、平成 30 年 4 月からはすべての指定都市に移譲
- 医療法人の設立認可 など

〔 参考資料 1：地方分権改革の主な経緯  
参考資料 2：横浜市に移譲された主な事務権限等 〕

#### 2 県から市に移譲されていない主な事務権限について

##### ○子育て支援分野

私立幼稚園の設置認可権限 など

##### ○都市計画・土木分野

急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、  
都市計画事業の認可権限 など

##### ○福祉・保健・衛生分野

医療計画の策定権限 など

##### ○安全・市民生活分野

災害救助法における災害救助の権限等、 ※3（3） 参照  
一般旅券（パスポート）の発給申請の受理・交付権限、 ※3（2） 参照  
高圧ガスの製造等の許可等権限（特定製造事業所に係る）、  
液化石油ガス充てん設備の許可等権限 など

#### 3 県との協議状況等について

##### (1) 副市長・副知事や局長レベルでの協議の場の設置（平成 24 年 6 月～）

認定こども園に関する権限移譲に合意（平成 27 年 4 月移譲）

##### (2) 「横浜市神奈川県調整会議」の設置（平成 28 年 4 月～）

- ・指定都市及び都道府県の二重行政の解消など、事務処理を調整するための市長・  
知事の協議の場
- ・平成 29 年 3 月の第 1 回会議を踏まえ、パスポート発給事務の移譲に向けて  
県と具体的に協議中

##### (3) 災害救助法に定める災害救助事務

平成 30 年 6 月の改正災害救助法の成立を踏まえ、国が設置した「救助実施市指定基準  
検討会議」に横浜市と神奈川県が参画するとともに、救助実施市の指定に向け、大規模  
災害時の県市の役割分担について、県と具体的に協議中

## Ⅱ 横浜市と他自治体との広域連携について

### 1 広域行政関係会議

#### (1) 九都県市首脳会議【昭和 54 年度設置】

##### ア 構成員

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県知事及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の市長

##### イ 主な取組と成果

○第 73 回首脳会議（H30. 4. 25）において、横浜市から「介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について」を提案し、林市長が介護職員の更なる処遇改善、介護職員住居借上げ支援制度の創設等について、厚生労働大臣に要望（高木 美智代 厚生労働副大臣に手交）（H30. 6. 28）

○第 72 回首脳会議（H29. 11. 13）において、横浜市から「学校における働き方改革について」を提案し、林市長が教職員定数の改善・充実や、教員以外の専門スタッフ等の制度化・拡充等について、文部科学大臣に要望（宮川 典子 文部科学大臣政務官に手交）（H29. 11. 24）

○下記の課題に対する各種取組の実施

- ・廃棄物対策：容器包装ダイエット宣言、食べきりげんまんプロジェクト 等
- ・環境対策：首都圏ディーゼル車規制、夏の暑さ対策の推進 等
- ・防災・危機管理対策：合同防災訓練、災害時相互応援協定 等

<参考資料 3 >

#### (2) 指定都市市長会【平成 15 年度設置（※昭和 22 年度に前身の五大市共同事務所設置）】

##### ア 構成員

指定都市 20 市の市長

##### イ 主な取組と成果

○第 45 回指定都市市長会議（H30. 7. 23）において、「平成 30 年 7 月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請」や横浜市から提案した「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」等、7 件が採択され、今後、国に要望予定。

○指定都市サミット in 札幌（※地方で開催する指定都市市長会議）（H30. 5. 15）において採択された「経済財政運営と改革の基本方針 2018（仮称）に対する指定都市市長会提案」を、林市長が内閣に要望（菅 義偉 内閣官房長官に手交）（H30. 5. 31）。

○災害時におけるより迅速な支援を可能にするため、長年にわたり指定都市市長会が見直しを求めてきた災害対応法制について、改正災害救助法が成立（H30. 6. 8）。

<参考資料 4 >

#### (3) 8 市連携市長会議【平成 23 年度設置】

##### ア 構成員

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市の市長

## イ 主な取組と成果

- 東京都区部に近接し、大都市部として密接につながり、市域を越えた共通の課題を持つ 8 市が、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる 2040 年頃の課題を見据え、より一層の協調・連携を進め、圏域としての持続可能な成長・発展を目指すため、「8 市連携市長会議」を開催（H30.7.9）。会議では、各市が取り組んでいる様々な主体との連携事例について意見交換を行い、今後の 8 市連携による取組について確認。 <参考資料 5 >
- 8 市における主な連携事例
  - ・災害時における相互応援に関する協定<横浜市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市>（平成 23 年度）【総務局】
  - ・待機児童対策に関する連携協定<横浜市・川崎市>（平成 26 年度）【こども青少年局】
  - ・図書館の相互利用に関する協定<横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・大和市>（平成 28・30 年度）【教育委員会】

## 2 他自治体との広域連携・交流

### （1）山梨県道志村との交流

#### ア 交流のあゆみ

明治30年 道志村から取水

大正 5 年 道志村内の恩賜県有林を水源かん養林として取得

平成16年 友好・交流に関する協定、『横浜市民ふるさと村』に関する覚書 締結

平成26年 災害時相互応援協定、道志村への水源林木材寄附に関する協定 締結

#### イ 主な取組

- はまっこどうしふるさと村事業（平成 16 年度～）【政策局】
  - ・横浜市民に温泉などの村内施設を優待サービス、優待サービスガイドの配布
- 横浜市水のふるさと道志の森基金（平成 18 年度～）【水道局】
  - ・水源保全活動支援のため、市民等からの寄附などにより設置
- 道志村キャンプ場優待利用事業（平成 25 年度～）【こども青少年局】
  - ・村内キャンプ場を横浜市内の青少年が利用した場合に施設利用料を助成等

### （2）群馬県昭和村との交流

#### ア 交流のあゆみ

昭和 47 年 「横浜市少年自然の家赤城林間学園」（旧「横浜市赤城山市民野外活動センター」）開設

平成 17 年 災害時相互応援協定締結

平成 25 年 友好・交流に関する協定 締結

#### イ 主な取組

- やさい王国昭和村フォトコンテストの協力（平成 24 年度～）【政策局、教育委員会、議会局】
  - ・後援、市長賞・教育委員会賞・議長賞の授与、入賞作品の巡回展示
- 昭和村産こんにゃく芋のPR（平成 26 年度～）【政策局】
  - ・こんにゃく芋の植付、収穫、こんにゃくづくり体験教室の開催
- 昭和村との友好交流事業補助金（平成 26 年度～）【政策局】
  - ・補助金を活用した横浜市民と昭和村民との交流
- 昭和村内施設の横浜市民向け優待サービス（平成 29 年度～）
  - ・横浜市民に体育施設、宿泊施設などの村内施設を優待サービス

■地方分権改革の主な経緯

年月	内容			
平成 5 年 6 月	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	<b>【第 1 次地方分権改革のポイント】</b> ○機関委任事務制度の廃止と事務の再構成 ○国の関与の新しいルールの創設（国の関与の法定化など） ○権限移譲（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲） ○条例による事務処理特例制度の創設	第 1 次地方分権改革	
平成 7 年 5 月	地方分権推進法成立			
7 月	地方分権推進委員会発足（～平成 13 年 7 月） ※平成 8 年 12 月 第 1 次～平成 10 年 11 月 第 5 次勧告			
平成 11 年 7 月	地方分権一括法成立			
平成 13 年 7 月	地方分権改革推進会議発足			
平成 14 年 6 月 ～17 年 6 月	骨太の方針（閣議決定）（毎年） ⇒三位一体改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革）			
平成 18 年 12 月	地方分権改革推進法成立	<b>【第 2 次地方分権改革のポイント】</b> ○地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し） ○国から地方への事務・権限の移譲など ○都道府県から市町村への事務・権限の移譲など ○国と地方の協議の場の法制化	第 2 次地方分権改革	
平成 19 年 4 月	地方分権改革推進委員会発足（～平成 22 年 3 月） ※平成 20 年 5 月 第 1 次～平成 21 年 11 月 第 4 次勧告			
平成 23 年 4 月	国と地方の協議の場法成立			
4 月	第 1 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し）			
8 月	第 2 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）			
平成 25 年 3 月	地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣）			
4 月	地方分権改革有識者会議発足			
6 月	第 3 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）			
平成 26 年 5 月	第 4 次地方分権一括法成立 （国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲）			
6 月	「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ			
平成 27 年 6 月	第 5 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）		平成 26 年 4 月～ 提案募集方式の導入	
平成 28 年 5 月	第 6 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）			
平成 29 年 4 月	第 7 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）			
平成 30 年 6 月	第 8 次地方分権一括法成立 （義務付け・枠付けの見直し、国から都道府県、都道府県から中核市への事務権限移譲）			

■法改正による事務権限の移譲

＜横浜市に移譲された主な事務権限等（平成 24 年度以降）＞

法律	主な事務権限等	施行期日
第 2 次地方分権一括法 (平成 23 年成立)	区域区分等に係る都市計画の決定	H24. 4. 1
	特定非営利活動法人の設立認証等 ※横浜市はH22. 4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H24. 4. 1
第 3 次地方分権一括法 (平成 25 年成立)	市街地再開発事業における事業認可等	H26. 4. 1
第 4 次地方分権一括法 (平成 26 年成立)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定（税財源も移譲）	H29. 4. 1
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定	H27. 6. 4
	自家用有償旅客運送の登録・監査等 （国から希望する市町村へ移譲）	H27. 4. 1 (横浜市は H28.1.4 に移譲)
第 5 次地方分権一括法 (平成 27 年成立)	農地転用許可に関する事務権限 （農林水産大臣が指定した市町村への移譲）	H28. 4. 1 (横浜市は H28.11.1 から運用開始)
	火薬類の製造許可等	H29. 4. 1
	高圧ガスの製造許可等	H30. 4. 1
難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年成立)	都道府県が行うとされている事務を、大都市特例により指定都市が処理（特定治療費の支給に要する費用の支弁等）	H30. 4. 1
第 6 次地方分権一括法 (平成 28 年成立)	地方版ハローワークの創設 国と地方自治体による雇用対策の一体的実施	H28. 8. 20
第 7 次地方分権一括法 (平成 29 年成立)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ※横浜市はH27. 4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H30. 4. 1

■条例による事務処理の特例を活用した事務権限の移譲

＜神奈川県から横浜市に移譲された主な事務権限等＞

<p>＜福祉＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅重度障害者等手当支給に係る書類の調査等</li> </ul> <p>＜医療衛生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人の設立認可等</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に対する報告徴収等</li> </ul> <p>＜環境＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の捕獲許可等</li> <li>・温泉の湧出量等の報告徴収等</li> </ul> <p>＜産業経済＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協同組合等の設立認可等</li> <li>・ふぐ営業の認証等</li> </ul> <p>＜社会資本＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道に係る国土交通省所管国有財産の立入・境界確定等</li> <li>・一級及び二級河川（河川工事等について協議したものに限る）に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託</li> </ul> <p>＜市民生活＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書類の陳列方法等に係る立入調査等</li> </ul>	<p>計 95 事務（平成 30 年 4 月 1 日現在）</p>
--	-----------------------------------

## 九都県市首脳会議について

### 1 設立等

- 昭和54年 六都県市首脳会議として発足
- 平成4年 千葉市長が加入し、七都県市首脳会議となる
- 平成15年 さいたま市長が加入し、八都県市首脳会議となる
- 平成22年 相模原市長が加入し、九都県市首脳会議となる

### 2 会議の目的

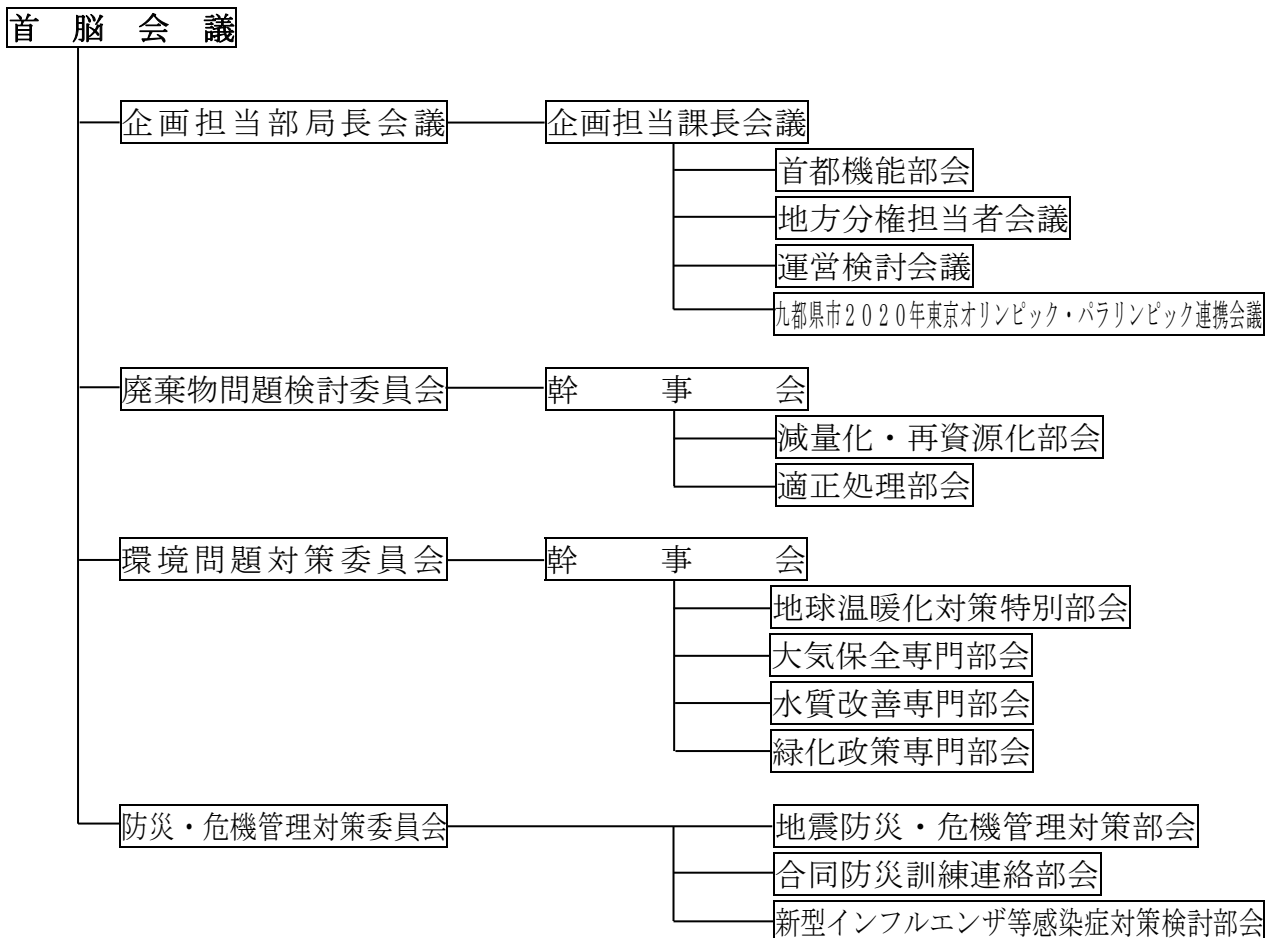
九都県市の知事及び市長が長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組む。

### 3 組織

首脳会議の下に、担当部局長で構成する委員会等を設置するとともに、その下に担当課長や実務担当者で構成する幹事会、部会等を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関する具体的な調査・検討・事業等を実施。

また、首脳会議において協議し、集中して検討を行うことを決定した項目については、首都圏連合協議会で検討。

【九都県市首脳会議 組織図】



## 指定都市市長会について

### 1 設立等

- 昭和 23 年 1 月 五大市共同事務所を設置する  
 (五大市：横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市)  
 昭和 38 年 指定都市事務局に名称を変更  
 平成 15 年 指定都市市長会に改組

### 2 会の目的

全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図る。

### 3 組織

【指定都市市長会 体制図】

#### 指定都市市長会

##### ■役員及び役員会

会 長：林 文子 横浜市長  
 副会長：門川 大作 京都市長、北橋 健治 北九州市長、鈴木 康友 浜松市長  
 熊谷 俊人 千葉市長、篠田 昭 新潟市長

##### ■特命事項

- 国会議員の会担当  
担当市長：鈴木 康友 浜松市長
- 中核市・施行時特例市連携担当  
担当市長：篠田 昭 新潟市長
- 災害復興担当  
担当市長：大西 一史 熊本市長
- ICT政策担当  
担当市長：熊谷 俊人 千葉市長
- 女性活躍・働き方改革担当  
担当市長：北橋 健治 北九州市長
- 指定都市議長会連携担当  
担当市長：福田 紀彦 川崎市長
- 公共インフラ長寿命化推進担当  
担当市長：加山 俊夫 相模原市長

##### ■部会

- 総務・財政部会  
部会長：久元 喜造 神戸市長
- 社会保障・文化・教育部会  
部会長：松井 一實 広島市長
- まちづくり・産業・環境部会  
部会長：大森 雅夫 岡山市長
- 文化芸術・教育部会  
部会長：門川 大作 京都市長

平成30年7月9日

## 今後の8市連携による取組について

### 1. 8市連携の基本的な取組方針

2040年頃における課題（少子高齢社会、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等）を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を目指すため、8市が連携して短期、中長期の両面から取り組みます。

#### 【短期的な取組】

各市が現在取り組んでいる多様な主体との連携等に関する施策（好事例）について、取組状況・効果を8市で共有するとともに、可能な市間での連携、更には順次拡大を検討します。

#### 【中長期的な取組】

少子高齢社会、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等の中長期的な共通課題の研究・検討を行い、新たな連携施策につなげます。

### 2. 8市連携の推進体制

#### (1) 8市連携市長会議

- 基本方針・取組状況確認の場  
連携の必要性・目的・基本方針や取組状況を確認する場として、適宜、開催します。
- 対外発信の場  
連携の取組内容や効果、都市部の課題解決モデル等を対外発信する場として、圏域のみならず日本全体の発展に貢献することを目指します。

#### (2) 8市連携部局長級会議（仮称）

- 8市における先進的な取組・効果の共有等、分野横断的な視点で連携に向けた協議と情報交換を定期的に行います。
- 連携への具体的検討や中長期的な共通課題の研究のため、必要に応じてワーキンググループ（課長級会議）を設置します。



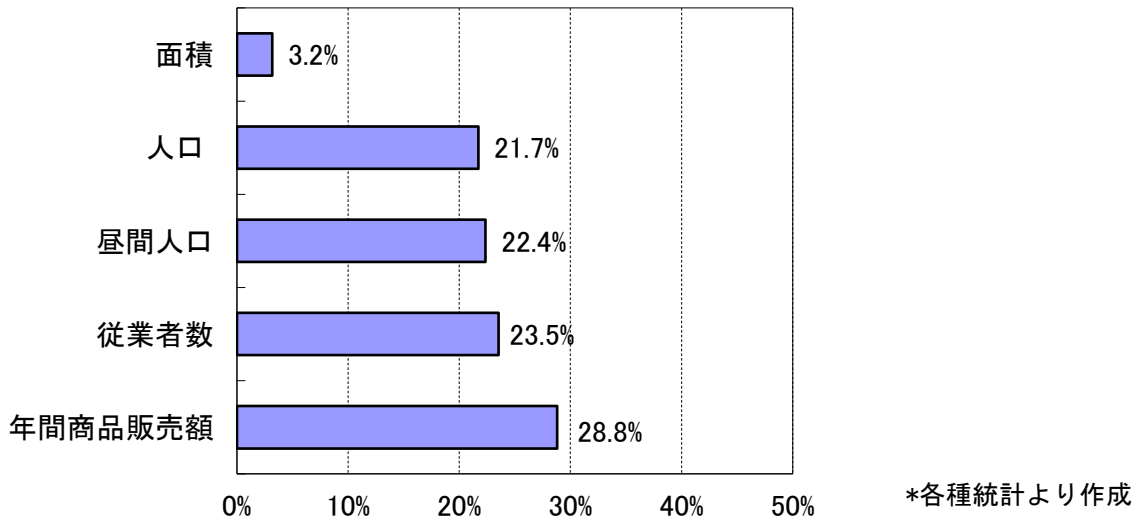
## 大都市の財政状況と税財政制度について

### 1. 大都市の特性

#### (1) 大都市の集積性

国土面積の3.2%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中しています。また、人の集散を伴う商業活動も全国の3割を占めています。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有しています。

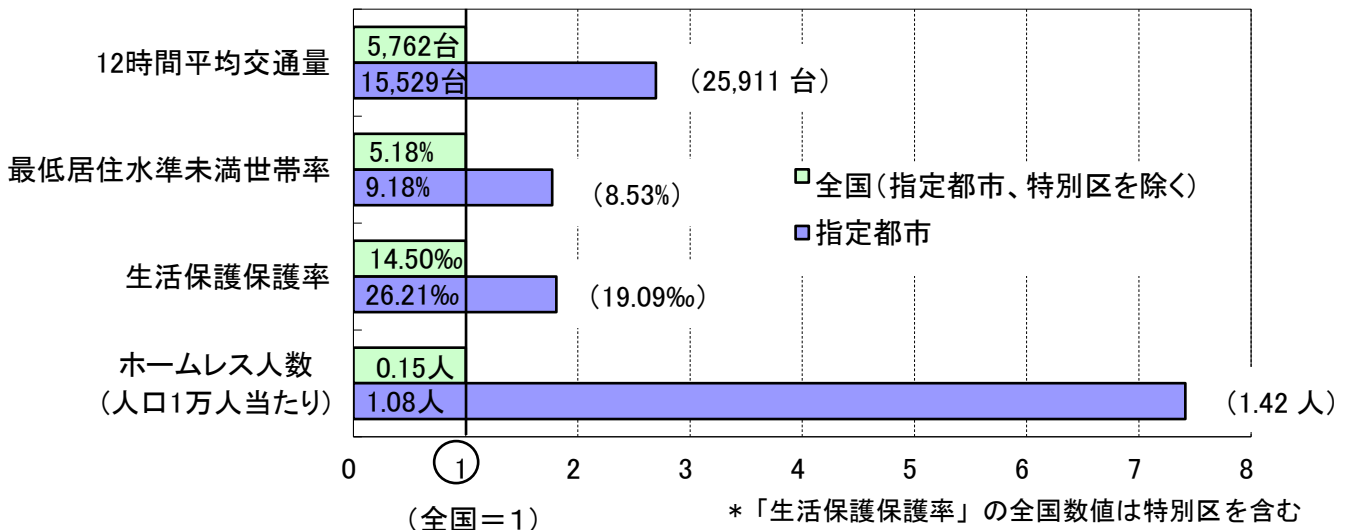
【図1：人の定住や交流に関連した項目における指定都市の全国シェア】



#### (2) 都市的課題

指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、過密や集中に起因する様々な都市的課題に直面しています。

【図2：顕在化する都市的課題】

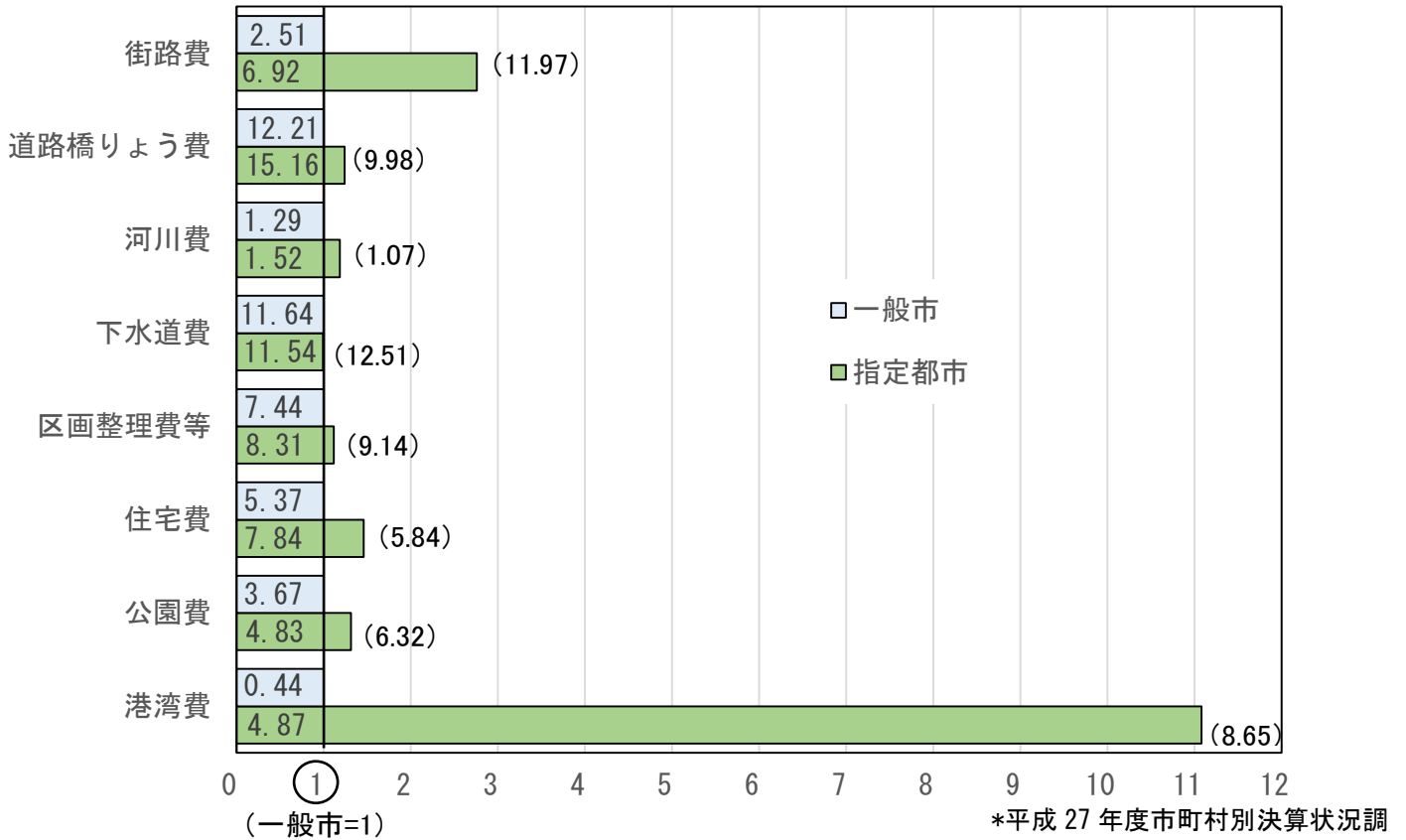


## 2. 大都市特有の財政需要

### (1) 都市インフラへの対応

指定都市における人口や産業の集積性等は、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、道路、交通機関、公園、港湾などの高水準の整備が必要となっています。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費について相対的に高コストとなります。

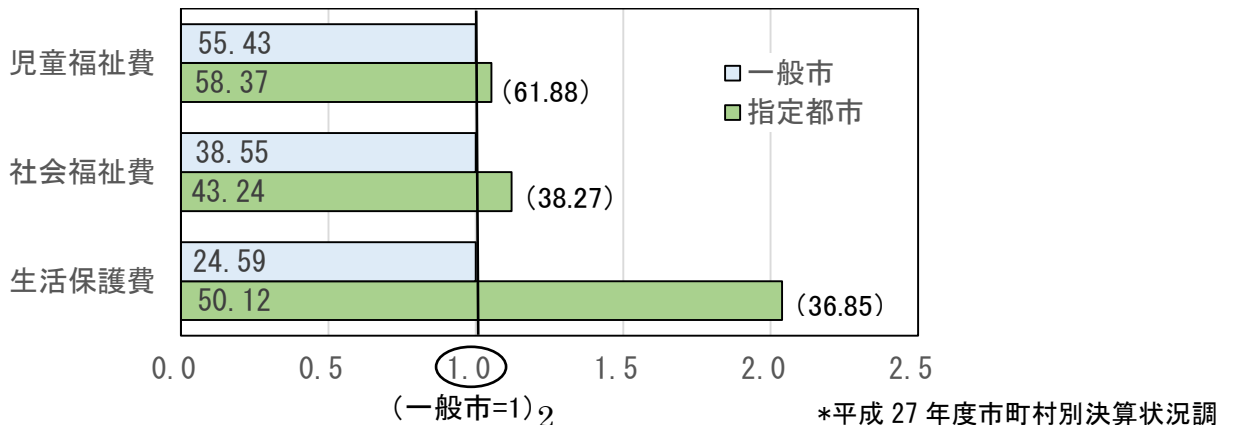
【図3：都市インフラの整備・維持（人口一人当たり歳出額：千円）】



### (2) 安全・安心、福祉など多様な課題への対応

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っています。福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については、約2倍の支出となっています。

【図4：福祉サービス・公的扶助に対応する支出（人口一人当たり歳出額：千円）】

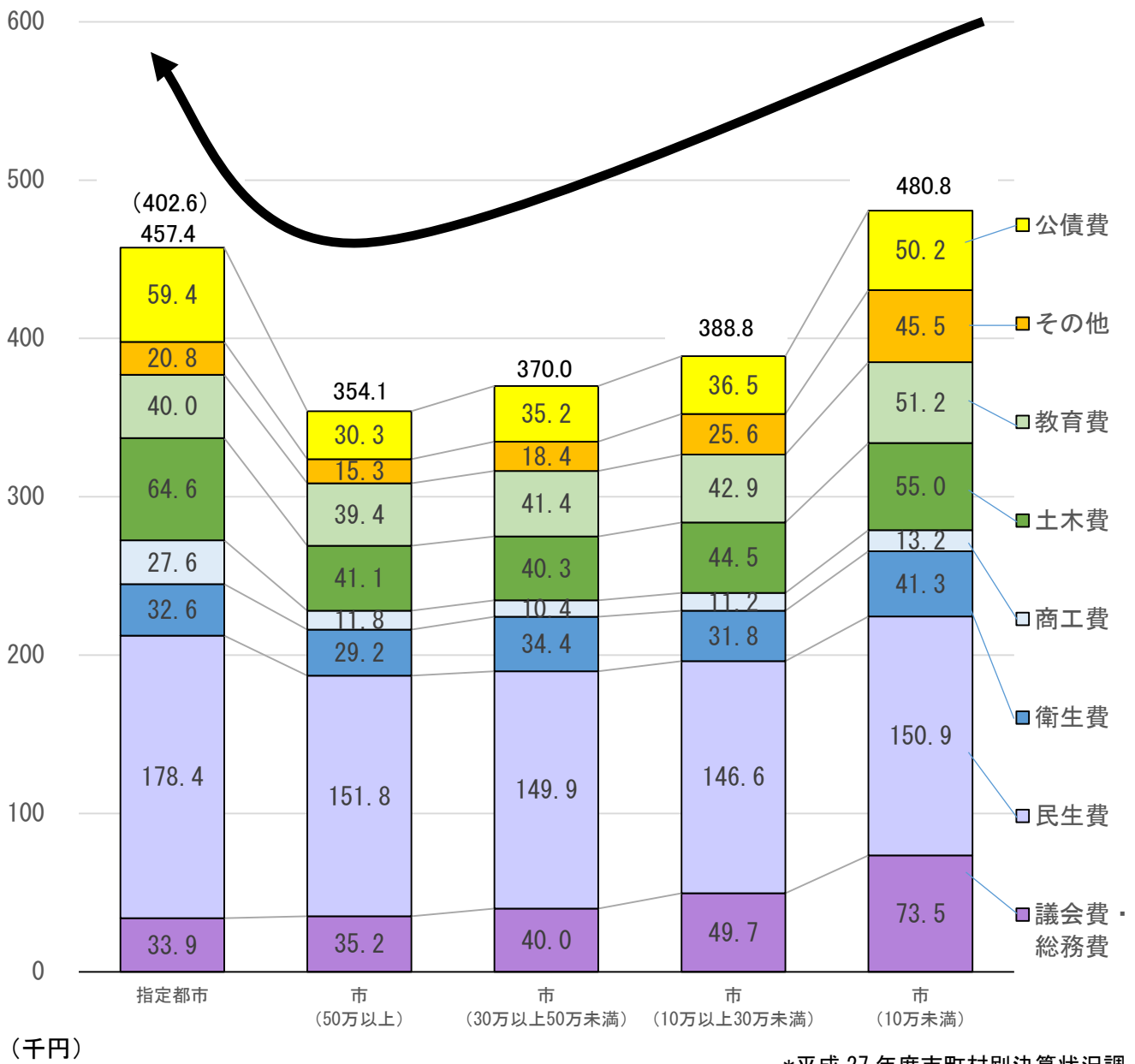


### 3. 大都市の財政状況

#### (1) 歳出

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運営が可能となると言われています。しかし、指定都市では、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により大都市特有の財政需要が顕在化し、人口一人当たり歳出額は高くなっています。

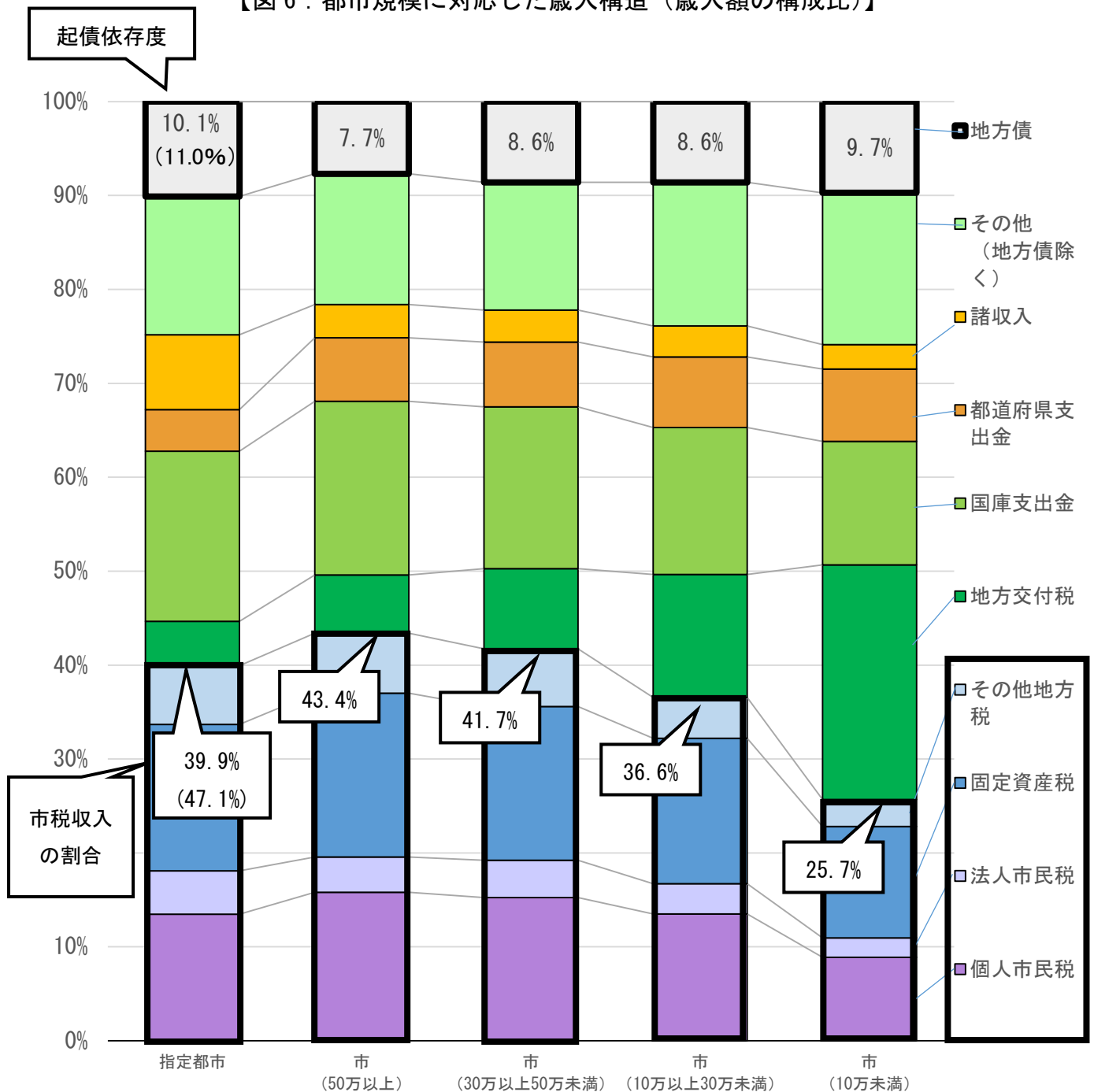
【図5：都市規模に対応した歳出構造（人口一人当たり歳出額：千円）】



## (2) 歳入

歳入構造に関しては、都市規模が大きくなるに従い、歳入全体に占める市税収入の割合は大きくなります。しかし、指定都市は、都市規模に連動せず、50万未満の都市より小さな割合となっています。また、大都市特有の財政需要に対応するため、指定都市の起債依存度は高くなっており、自主的な財政運営に適した歳入構造になっていません。

【図6：都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】

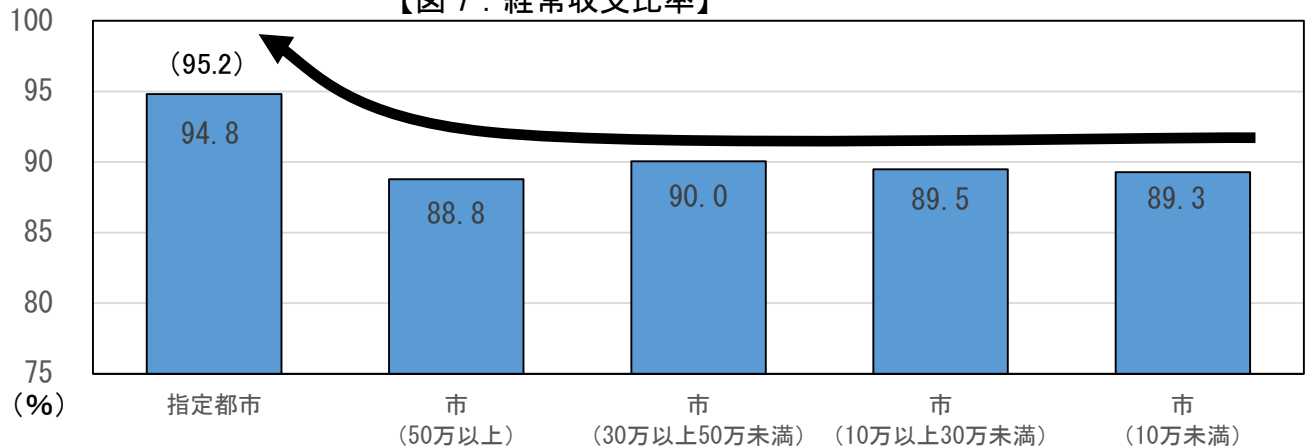


\*平成 27 年度市町村別決算状況調

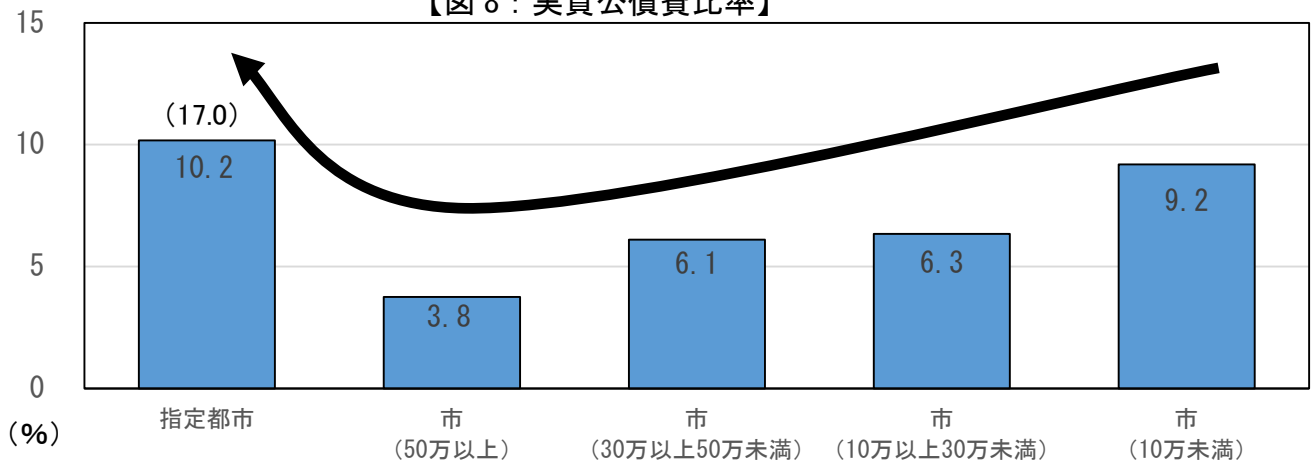
### (3) 財政状況

一般市では、都市規模に関わらず、経常収支比率は同程度ですが、指定都市では、大都市特有の財政需要があること、歳入全体に占める一般財源の割合が低いことなどの理由により、経常収支比率は悪化します。また、指定都市では多額のインフラの整備費を地方債により財源手当てしているため、地方債償還額が大きくなり、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっています。

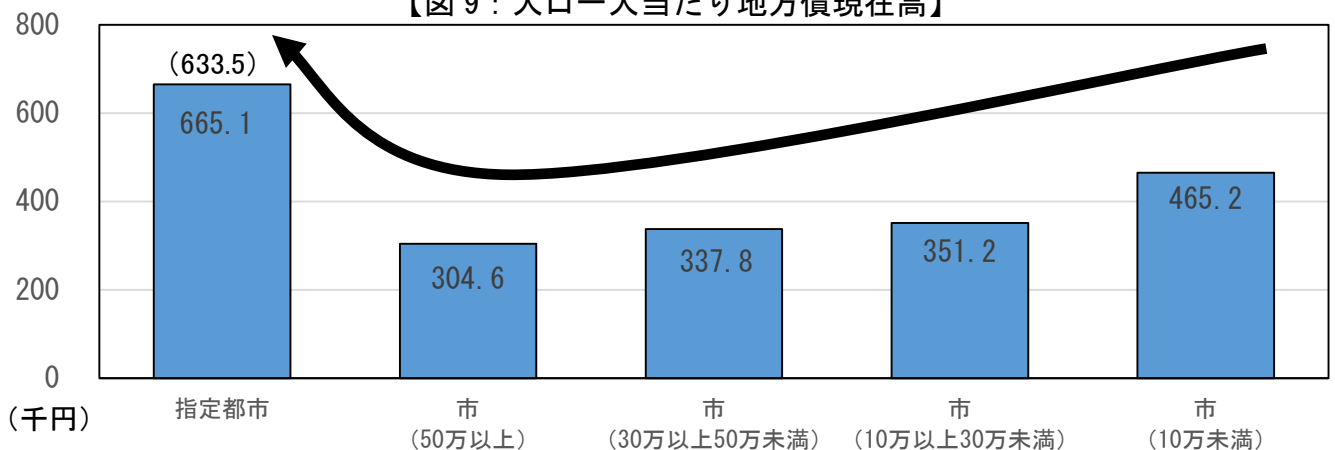
【図 7：経常収支比率】



【図 8：実質公債費比率】



【図 9：人口一人当たり地方債現在高】



\*平成 27 年度市町村別決算状況調

## 4. 現状の国・地方の税源配分等における課題

### (1) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離があります。

#### 【国・地方における租税の配分状況（平成29年度）】

《現 状》

税の配分		税の実質配分	
4	<b>地方税</b> 39兆1,383億円 38.9%	7	<b>地方</b> 72兆449億円 71.6% (地方税39兆1,383億円)
	<b>国税</b> 61兆4,240億円 61.1%		<b>国</b> 28兆5,174億円 28.4%
総額100兆5,623億円		総額100兆5,623億円	

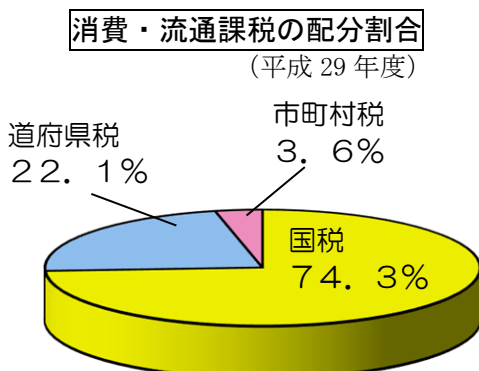
注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

### (2) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源

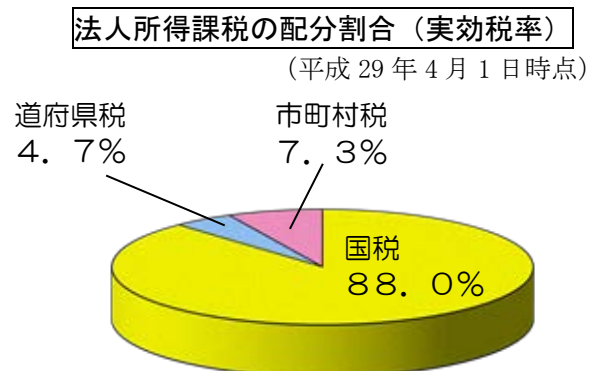
指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかしながら、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税について、指定都市も一般市町村と同じ配分であるため、配分割合が極めて低くなっています。

#### 【都市税源の配分状況（平成29年度）】

《現 状》



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。



注1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

### (3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っていますが、必要な財源については、税制上の措置が不十分です。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

#### 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

（平成29年度予算による概算）



注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を含まない。

## 5. 大都市の特性に合った税財政制度の構築

指定都市はこれまで、大都市圏の核として、地域経済を牽引してきました。今後も、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化の中で、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められています。

しかし、大都市の実態をみると、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化などへの対応や、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題への対応のための財政需要が生じています。一方、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、大都市の財政は全国と比較して厳しい状況にあります。

指定都市が今後も、日本経済を牽引していくには、大都市の役割を制度的に保障する必要があり、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要となっています。

